

「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」第1回議事概要

日 時：平成29年10月17日（火）15：00～17：00

場 所：総務省内会議室

出席者：宇賀座長、山本座長代理、秋山構成員、池田構成員、石川構成員、泉構成員、影浦構成員、貴納構成員、清水構成員、友渕構成員、町田構成員、宮原構成員、森井構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、海老原市町村課長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、山口監査制度専門官、篠田行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 山崎自治行政局長挨拶
3. 研究会開催要綱について
4. 地方自治法等の改正等について
5. 閉会

【意見交換（概要）】

内部統制について

- 内部監査の仕組みは、地方自治法に規定されているものではないが、改正法により導入された内部統制制度における内部監査の位置付けを明確にして、地方公共団体の取組を考えていくことも重要。
- 内部統制の考え方としては、今回の改正により、新たに設けられたということではなく、既に各地方公共団体において存在するものであり、これまで明確でなかった仕組みを内部統制という言葉キーワードに整理すること、長の責任を明確にすること、現時点で足りない仕組みをモニタリングも含めて整備することが今回の改正の意義と考える。
- 地方公共団体の内部統制としては、金融商品取引法より会社法の内部統制がなじむのではないか。その際、監査委員による審査の内容としては「おおむね適正」かどうかとするより、外部監査における意見のように「添えて出す意見」として細かい内容まで指摘することもありえる。
- 内部統制は、担当職員が変更しても最低限求められる水準を上回る事務処理が行われるように、システムとして対応するもの。

- 主要なリスクにどのようなものがあるのかを検討した上で、具体のリスクを提示することも考える必要がある。
- 内部統制については、既にあるものは何か、現時点で足りない部分は何かという視点を踏まえ、検討していくことが重要。
- 監査委員が行う内部統制の審査としては、日常行っている監査の中で、各部局において統制行為がどのように機能しているか、また、これまでの指摘事項に対しどのような措置を講じているかなどを確認することによって内部統制の状況を把握することができると思われる。このような状況も踏まえて、最終的に内部統制評価報告書の審査をすることとなるのではないか。
- 改正法による内部統制の対象は財務事務とされているが、内部統制の目的を検討するにあたっては、地方公共団体の業務の継続可能性や効率性を向上させるために、財務事務の適正性だけに限らず全体の業務の質を向上する目的となるよう検討することも重要。
- 今般の法改正は、監査委員監査の前提として、内部統制の整備・運用がある。研究会の進め方としては、内部統制のガイドライン等の議論を踏まえて監査のあり方を議論することがよいのではないか。
- 内部統制体制の整備は取締役の職務であるが、内部統制体制に不備があった会社において、内部統制体制を構築するよう勧告すべき義務が社外監査役にあったとしてその責任を認めた裁判例があり、会社法の判例上、内部統制体制の整備によってリスクに対処すべきだとする傾向が一層強くなってきている。
- 民間企業においては、内部統制が存在することによって、社長は安心して業務を遂行することができるものであり、その考え方は地方公共団体の首長も同様。また、監査委員にとっても本来あるべき監査業務を実施することができるようになるのではないか。
- 内部統制に求められるレベルは、その時々の子会の認識に応じて変化していくものであることを認識すべき。すでに民間や我が国社会における内部統制の認識は相当程度高くなっており、そのことをある程度踏まえて議論する必要がある。
- 内部統制のガイドラインの内容としては、地方公共団体ごとの違いや現場の実態を踏まえた内容とすることが重要。そのため、ガイドラインの内容としては、内部統制として

最低限必要な一定のラインを示すことや、小規模の地方公共団体においても取り組みやすい内容とすることも必要。

監査について

- 監査に関する指針の内容を検討するにあたり、本来の監査論からアプローチする方法と、これまで70年間積み重なってきた監査実務からアプローチする方法の両方を踏まえ検討することが重要。
- 監査に関する指針の内容としては、監査の質が確保できる内容となることが理想。内部統制があることを前提に、監査委員として最低限実施しなければならないことを示してはどうか。
- 民間の財務諸表監査は、財務諸表全体の適正性を評価するため、その手法としてリスク・アプローチにより監査を実施している。その前提として、業務プロセスにおいてどのようなミスが起こりえるのかというリスクを想定し、それに対して会社がどのような統制行為を設定しているのかを確認し、企業の内部統制が適切に運用されているかを評価している。
- 今後、内部統制のガイドラインを策定するにあたっては、地方公共団体に共通して起こり得るリスクを類型化して明示していくことが有用ではないか。
- 地方公共団体の監査においてもリスク・アプローチが必要と一般的に認識されているが、財務諸表監査以外の監査における監査リスクとは何かについて、明確にする必要があるのではないか。
- 地方公共団体の監査の目的を明確にすることが議論のスタートとなるのではないか。
- 内部統制が導入されることにより、現在、監査委員が行う監査はどのように変化するのか。
- 内部統制によるリスクマネジメントを前提に、監査の重点を移していくということは考えられる。
- 地方自治法において、監査委員が行うこととされている監査・審査・検査について、監査基準において体系化することも重要ではないか。